板柳町建設関連業務委託契約最低制限価格制度要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、町が発注する建設関連業務委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）における最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「最低制限価格制度」とは、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１０第２項（同令第１６７条の１３の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、競争入札に当たって最低制限価格（予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下「税込」という。）の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準として設定する価格をいう。以下同じ。）を設定し、落札者を決定する制度をいう。

２　この要綱において「建設関連業務委託契約」とは、測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務の委託契約をいう。

（対象となる競争入札）

第３条　最低制限価格制度の実施の対象は、町が発注する建設関連業務委託契約に係る競争入札で、予定価格（税込）が５０万円を超えるものとする。

（最低制限価格の設定方法）

第４条　最低制限価格は、次に掲げる業務の種類ごとに、予定価格の算出の基礎となった下表の①から④の額（１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。消費税及び地方消費税を除く（以下「税抜」という。）。）の合計額（万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に１００分の１１０を乗じて得た額とする。ただし、測量業務に係る契約については、算定された合計額を予定価格（税抜）で除して得た割合が１０分の８．２を超える場合にあっては１０分の８．２と、１０分の６に満たない場合にあっては１０分の６とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約については、その割合が１０分の８を超える場合にあっては１０分の８を、１０分の６に満たない場合にあっては１０分の６を、地質調査業務に係る契約については、その割合が１０分の８．５を超えるものにあっては１０分の８．５を、３分の２に満たない場合にあっては３分の２を、それぞれ当該予定価格（税抜）に乗じて得た額に１００分の１１０を乗じて得た額とする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に０．４８を乗じて得た額	―
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に０．６を乗じて得た額	諸経費の額に０．６を乗じて得た額
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に０．９を乗じて得た額	一般管理費の額に０．４８を乗じて得た額

地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に０．９を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に０．８を乗じて得た額	諸経費の額に０．４８を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に０．９を乗じて得た額	一般管理費等の額に０．４５を乗じて得た額

２　前項の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合の最低制限価格算定の割合は、１０分の６から１０分の８まで（測量業務にあっては１０分の６から１０分の８．２まで、地質調査業務にあっては３分の２から１０分の８．５まで）の範囲内で適宜の割合とする。

３　前２項の額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（落札者の決定）

第５条　最低制限価格を下回る価格をもって入札した者は失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者として決定するものとする。

（入札執行回数）

第６条　競争入札を実施する場合の入札執行の回数は、原則として１回を限度とする。

（最低制限価格の周知）

第７条　最低制限価格を設定したときは、当該競争入札に参加しようとする者に対し、当該競争入札に関し最低制限価格が設定されていること、及び第４条の最低制限価格の設定方法を周知するものとする。

（最低制限価格の公表）

第８条　最低制限価格の公表は、当該競争入札執行後の事後公表とする。

（最低制限価格制度の対象外）

第９条　最低制限価格の設定が適当でないと認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

（その他の事項）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２８年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成３１年４月１８日から施行し、同日以後に公告又は指名の通知を行う競争入札から適用する。

２　改正後の第四条第一項の規定（「１００の１０８」を「１００の１１０」に改める部分に限る。）は、令和元年１０月１日以後に業務を完成し成果品等の納品を行うものについて適用し、

同日前に納品を行うものについては、なお従前の例による。